

第 3 2 回大阪市屋外広告物審議会会議録

日時：平成 2 1 年 3 月 3 0 日（月）

午後 3 時から午後 5 時

場所：ヴィアール大阪 4 階 ローザホール

出席者：（審議会委員）

今竹委員、歌委員、悦委員、荏原委員、越智委員、木多委員、小坂委員、塚脇委員、戸田委員、西川委員、舟橋委員、細田委員、丸岡委員、山崎委員
（本市側）

福塚建設局理事、田中路政担当課長、東地路上違反物件担当課長、橋本路上違反物件課長代理、石川路政担当係長、中山路上違反物件担当係長、西尾路上違反物件担当係長

●田中路政担当課長

お待たせいたしました。ただ今より第 3 2 回大阪市屋外広告物審議会を始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

私、本日の司会を努めさせていただきます建設局管理部路政担当課長の田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、お手元の資料の確認をいたします。

（資料の確認）

なお、議事録作成のため、審議会での発言を録音いたしますのでご了承ください。

では、初めに、建設局理事の福塚からご挨拶申し上げます。

●福塚建設局理事

建設局理事の福塚でございます。

本来でございましたら、建設局長が参りまして、ご挨拶申し上げるところでございますが、本日、公務のため、どうしても本審議会に出席することができませんので、私の方から一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、ご多用中にもかかわらず、本審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

皆様方には、平素より大阪市政各般にわたりまして、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今回は平成20年2月に改めて委員にご就任いただきましてから、初顔合わせとなる審議会でございます。

前回18年12月の審議会から2年あまりが経っておりまして、後ほどご報告させていただきますが、この間、前任委員の皆様にご審議いただいた屋外広告物条例の改正を行い、違反広告物の広告主に対しても責任追及を行うなど、違反広告物に対する対策を進めてまいりました。

一方、国からは道路利便施設の維持管理費の捻出や地域の活性化に資するものについては、道路上での広告物の掲出を柔軟に考える旨の道路占用の方針変更の通知があり、また、本市といたしましても、広告掲出による税外収入の確保に取り組むなど、広告物を取り巻く周辺の状況が、規制の強化という側面にとどまらず、大きく変わってきております。

本市の屋外広告物行政におきましても、こうした状況の変化に対応する必要に迫られており、本日は、委員の皆様方に、公共施設等にかかる屋外広告物の規制のあり方ほか新しい課題について、ご審議いただけたらと考えております。

どうぞ、皆様方のご指導、お力添えを賜りますように、お願いを申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶にかえさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

●田中路政担当課長

では、本日ご出席の委員の皆様方をご紹介します。

まず、平成20年2月より新たに当審議会委員にご就任をいただいた7名の委員をご紹介します。近畿大学教授の歌委員でございます。大阪市立大学非常勤講師の西川委員でございます。大阪市立大学非常勤講師の細田委員でございます。摂南大学准教授の木多委員でございます。

大阪府警察本部生活安全部長でいらっしゃいます戸田委員でございます。阪神高速道路株式会社の常務取締役でいらっしゃいます丸岡委員でございます。皆様におかれましては、本審議会の委員にご就任を賜りありがとうございます。

なお、もうお一人、新委員の関西大学准教授の岡委員につきましては、本日所用のためご欠席でございます。

それでは、ご着席の順に全委員の方をご紹介しますので、お手元の名簿をご参照ください。

(委員の紹介)

私の正面中央から、
舟橋会長でございます。
続きまして、右手奥より、
荏原委員でございます。
細田委員でございます。

木多委員でございます。

山崎委員でございます。

塚脇委員でございます。

悦委員でございます。

小坂委員でございます。

続きまして、私の正面左手奥より

今竹委員でございます。

歌委員でございます。

西川委員でございます。

戸田委員の代理の大阪府住宅まちづくり部建築指導室建築企画課課長補佐森下様でございます。

越智委員の代理の大阪府警生活安全部保安課長補佐多久様でございます。

丸岡委員でございます。

続きまして、本市の出席者を紹介いたします。

建設局理事の福塚でございます。

路上違反物件担当課長の東地でございます。

路上違反物件担当課長代理の橋本でございます。

路政担当係長の石川でございます。

路上違反物件担当係長の中山でございます。

路上違反物件担当係長の西尾でございます。

そして、私、路政担当課長の田中でございます。

本日は、前任期満了後に新たな委員委嘱がなされてから、初めての審議会となります。前会長も解嘱となっておりますので、議事に入ります前に、「大阪市屋外広告物審議会規則」の第3条に基づき、委員の互選により会長の選任をお願いいたします。

●今竹委員

今まで長らく会長代理を務めていただいた舟橋委員にできればなっていたきたいと思うのですが。

(異議なしの声)

●田中路政担当課長

それでは、異議なしの声もいただきましたので、審議会の互選により舟橋委員を会長として、本日の議事についてご検討をいただきたいと思います。これからの議事進行につきましては舟橋委員をお願いいたします。

●舟橋会長

ただ今、会長を承りました舟橋です。これから閣下に議論を交わしていただきまして、大阪市の屋外広告物行政の一助となれと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、議事に先立ちまして、「大阪市屋外広告物審議会規則」の第3条に基づき、会長に事故ある時の職務代理者を指名させていただきます。歌委員にお願いしたいと思いますが、ご同意いただけますでしょうか。

(歌委員承知)

あわせて、当審議会の議事録も後日ホームページで公開いたしますので、議事録の確認が必要となります。こちらは特に審議会規則に定めはありませんので、今後、委員の輪番でお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。今回は西川委員にお願いしたいと思いますですが、西川委員ご同意いただけますでしょうか。

(西川委員承知)

では、会議次第に従いまして、まず、前回の18年10月2日の審議会の開催以降、平成19年3月の屋外広告物条例改正もあり、この間の取り組みについて、事務局より報告を受けたいと思います。初めに会議次第の2番、報告事項「(1)屋外広告業の登録制度の導入について」からお願いします。

● 石川路政担当係長

会議次第2の報告事項を路政担当 石川の方からご説明させていただきます。

お手元資料の中の右肩に番号1と振ってある資料をご覧ください。まず、報告事項に入る前にこの間の経過をご報告させていただきます。平成16年の屋外広告物法の改正を受けた本市屋外広告物審議会での検討と取り組みについて報告します。

平成16年の法改正前の状況から違反広告物対策が必要であるという認識の下、取り組むべき問題として提起された中から主な2点をまとめています。資料1の経過の①に2点挙げさせていただいています。まず一つ目に、違反広告物が氾濫する現状を踏まえ、違反広告物の除却に関する制度の実効性を確保することが必要である、二つ目は、違反広告物を減らすためには、違反を繰り返す悪質な屋外広告物業者を規制する措置が必要である、以上の2点です。

いくつかあげられた対策の中から、大阪市が取り組むべきは、規制の実効性の確保と屋外広告業の登録制の導入であったことから、平成17年11月第30回審議会で「屋外広告物に関する新しい制度の導入に向けて」として提言をいただきました。

それが、資料の中の四角で囲んだ中に記載しております2点です。一つ目が良好な景観の維持と形成に寄与する広告物の掲出を促進する上での屋外広告物業者の役割の重要性を認識し、優良業者の育成と不良事業者の排除のため、登録制度を積極的に導入すべきである。また二つ目が、景観を阻害し、交通安全上も大きな社会問題となっている違反広告物等を抜本的に解消するため、過料の徴収や除却費用等の徴収も踏まえた施策を具体化した上で、違反行為者や広告主に対する責任追及を強化すべきである。

こうした提言をいただきまして、平成18年10月に条例改正を行い、屋外広告業の登録制度の導入いたしました。こちらは平成19年1月より施行しております。

もう1点、平成18年10月に第31回審議会で過料制度の導入について、ご審議をいただきました。これを受けまして、平成19年3月に条例改正を行い、広告主の責任の明確化及び過料制度を導入いたしまして、平成19年10月に施行いたしました。これまでの経過は以上のようになっております。

次に1枚ページをめくっていただきまして、右肩番号2の屋外広告業の登録制度について概略を説明させていただきます。

従来は、屋外広告業は届出制度であり、違反を繰り返して行政指導に従わない不良業者も、罰金や命令を個別に受けるのみで、営業の続行が可能でありました。また、営業の実態把握も難しいという状況がありました。

登録制度とすることで、違反の際に、登録の取消や営業停止の措置が可能となり、また条例で罰則が強化された他、営業所ごとに業務主任者を設置することや変更事項があったときには、変更の届出が必要となりました。

大阪市では、平成19年1月から大阪市内で屋外広告業を営むには大阪市の登録が必要になりましたが、大阪府の登録を受ければ、大阪市には届け出ることで営業ができるという2通りの方法で運用しております。

まず1番の大阪市の登録を受ける場合には、登録の有効期限は5年間で、有効期間後に引き続き営業する場合は、更新の登録が必要となっております。登録についても、更新についても、手数料につきましては1万円で運用しております。但し、大阪市への登録は大阪市内で営業する場合についてのみ有効となっております。

もう一つの特例の届出制度ですが、大阪府の方の登録を受けて、大阪市にその旨を届けていただいた方を登録事業者としてみなすという方法です。事業者の方は、まず大阪府へ登録の申請をして、大阪市と同じように手数料1万円をお支払いいただき、大阪府より登録通知を受けていただきます。その通知書をもって大阪市に届け出ることで登録と見なしております。

また罰則も登録に関して定められておりまして、一番厳しいもので1年以下の懲役または50万円以下の罰金から5万円以下の過料までを導入して運用できるようになりました。

一般事務報告の方に参考に登録業者数・特例届出業者数を記載しております。事務報告の方の7ページをご覧ください。

平成21年2月末現在、現在大阪市への登録件数は1件、特例届出件数は1,042件となっております。参考に大阪府への登録状況も載せております。

以上で、屋外広告業の登録制度についての報告を終わらせていただきます。

●舟橋会長

ただいまの事務局からの説明につきまして、何かご質問はございませんか。私も審議に加わりながら忘れてしまったのですが、過料というのは、罰金とは法律的に意味が違うのですね。

●石川路政担当係長

過料は行政の判断でかけられるものです。

●舟橋会長

いちいち裁判しなくてもいいのですね。たくさん罰金を徴収したいが手続き的に複雑なので、過料にすれば手続きが簡単になり取りやすくなる。ただ大きい金額は設定できないということですね。

それと一つ質問なのですが、大阪市への特例届出が非常に多いですね。そのときの手数料はいったい誰が収納しているのですか。

●石川路政担当係長

大阪府に登録の手数料が入ります。大阪府へ登録すると、府下での営業が可能になります。但し、独自の条例をもっているところにはそれぞれ届出が必要になります。つまり大阪市・堺市・東大阪市・高槻市で営業したい場合は、届出が必要になります。

ただ他府県ではそれぞれに登録が必要ということで、一つの都道府県で営業したい場合、例えば5つの自治体が条例を持っていたとしたら、それぞれに登録をしなければならず、1件あたりの登録料が1万円ですので、合計5万円かかることになります。

その辺りの便宜を図り、また手続きの簡素化を図るため、特例届出制度を導入いたしております。

●舟橋会長

堺や東大阪も届け出ればよいとそういうことですね。確かに大阪市内だけで営業される業者さんというのは少ないでしょうね。他にご質問・ご意見ございませんでしょうか。

●荏原委員

今まで過料をかけたことはあるのですか。

●石川路政担当係長

まだ、その実績はありません。

●荏原委員

実際には過料を徴収するのはかなり困難ですのですね。

●舟橋会長

他に何かございますか。

●荏原委員

今回の流れからは少し離れるのですが、広告物には道路管理者の占有許可を得なければならないものもあるかと思うのですが、その辺りとの関連はどうでしょうか。

●石川路政担当係長

道路に出ている広告物とは、電柱添加看板とかビルの壁に付いている突出看板、また消火栓の標識やバス停の標柱に添加されている看板がありまして、これらは道路占有許可も屋外広告物の許可と併せてしています。

●荏原委員

私から見ますと、道路占有許可を取っていない、というかむしろ取れないような違反広告物が数多くあるように思うのですが。その辺りの対策も是非考えていただきたいと思います。

●塚脇委員

私どもは、袖看板が境界から出る場合は、道路占有許可を必ず取るようにしております。また、ひとつお願いしたいのは、大阪の場合はみなし登録制度がありますが、他府県は多いところが多く、全国で登録料だけで数十万かかってしまうのです。これは国としてなんとか統一的な制度を考えてほしいと思います。この支出は、更新が5年に1回ではありますが、私たち業者にしたら大変厳しいものでございます。

●舟橋会長

この件につきましては、私のほうではどうすることもできませんので、何かの折にこういうご意見があるということを、お伝えいただきたいと思います。

●悦委員

この道路占有許可というのは、国の管理の道路だったら国土交通省に提出するし、また別の道路だったらまた変わってくるのだと思うのですが、その辺りはどのように把握されているのでしょうか。

●舟橋会長

今回の議題から離れますが、道路占有許可というのは、そもそもどういう仕組みになっ

ているのでしょうか。

●荏原委員

道路というのは公共のもので、一般の人が独占的に使うのを禁止しておりまして、道路上に電柱を置いたり、道路空間上に看板を置いたりするには占有許可が必要であると道路法に規定されています。その許可をする権限は道路管理者に与えられており、国の管理の場合は国土交通省であるし、大阪市の管理の場合は大阪市です。

●舟橋会長

実際はどのように許可申請をしておられるのですか。

●悦委員

窓口に行く前に電話をして確認をしています。

●舟橋会長

実際のところは間違えて窓口に来られる方は多くいらっしゃるのでしょうか。

●石川路政担当係長

業者さんが来られることが多く、よくご存知で間違えて来られることはほとんどないです。

●悦委員

テントなんかの道路占有している物件ですが、全部が全部許可を取っていらっしゃるようには思えないのですが。

●舟橋会長

なるほど。届出の実務はわかりましたが、実際には許可を取っていない物件がたくさんある、またその可能性が高いということですね。

●荏原委員

先ほども申し上げたのですが、ここにいらっしゃる方々はきちんと手続きされていると思いますが、実際は無許可で道路占有している方が少なからずおられると思います。

●舟橋会長

このように無許可で道路占有している方を、この資料にも挙がっています広告主の責任追及で処分等をするようなことはあるのでしょうか。

●石川路政担当係長

すみません、先に２番目の方の説明をさせていただいてよろしいでしょうか。こちらの方が違反広告物に対する対策になりますので。

●舟橋会長

手順を飛び越えてしまいました。それでは報告事項「（２）違反広告物対策の現状について」事務局より説明をお願いします。

●中山路上違反物件担当係長

報告事項２の「違反広告物対策の現状について」、私、路上違反物件担当 中山からご説明させていただきます。

お手元の資料３ページをご覧ください。

まず初めに、「屋外広告物にかかる規制について」でございますが、既に皆様もご存知のとおり、良好な景観の形成及び風致の維持並びに公衆に対する危害防止の観点から、屋外広告物法により、必要な規制の基準となる事項が定められており、それに基づいて各地方公共団体が条例により、広告物の表示等を禁止する区域や物件、その適用除外等を定めて、規制しております。

本市では、昭和３１年に「大阪市屋外広告物条例」を制定し、これまで本審議会のご意見をいただきながら、順次、条例の改正を行ってきたところでございます。

直近では、平成１７年１１月に本審議会からいただいた提言に基づいて、従来の違反広告物の設置者・管理者に対する規制に加え、屋外広告物の作成・配付等を行っているフランチャイズ本部やメーカー等の広告主に対して、氏名公表や過料等の責任追及を可能とする内容の条例改正を平成１９年３月に行い、同年１０月から施行実施しているところでございます。

続きまして、「違反広告物対策にかかる主な取り組み」についてご説明いたします。本市では、良好な景観形成や危害の防止、安全な通行機能の確保という観点から、道路上の違反広告物対策から優先して取り組んでおり、改正条例が施行された平成１９年１０月から、次の方策を柱に違反広告物対策の強化に取り組んでいるところでございます。

まず、一点目は、はり紙・はり札等の簡易な違反広告物の除却徹底でございます。

これは、条例で定める禁止地域や禁止物件に違反して掲出されている簡易な広告物を屋外広告物法第７条４項に基づいて即時除却しているもので、本市職員による直営除却及び民間業者・電柱管理者、市民ボランティア「かたづけ・たい」等へ委託や権限委任を行って実施しております。

なお、平成１９年度実績で、約４３万件を除却しております。これは年々減少傾向にあるものの、京都市の４万８千件、神戸市の８万９千件と比べましても群を抜いており、違

反広告物が氾濫している状況に変わりなく、今後も除却の徹底と違反広告物の抜本的解消に向けた取り組みが必要と考えております。

次に、二点目は、「違反広告物対策重点路線」の設定と規制強化でございます。

これは、通行の支障となっている店頭の置き看板やパンフレットラック・広告付きベンチについては、法令上即時に除却できないため、重点的に取り組む路線を設定し、警察の協力を得て、店舗等の設置者に対する撤去指導を行っております。国のバリアフリー法に基づき、建設局では、高齢者や障害者がよく利用する駅と公共施設等を結ぶ主な経路を交通バリアフリー道路として、歩道の段差・勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの整備を進めるなど、道路のバリアフリー化を進めており、違反広告物対策においてもこれを重点路線に位置づけ、優先的に取り組みを推進しているところでございます。

続きまして、三点目は、広告主に対する責任追及でございます。

これは、先ほどご説明いたしました、平成19年3月の条例改正により規制強化を図ったものでございまして、平成19年10月の施行実施以降、違反広告物重点路線において、これまで3回、違反広告物の実態調査を実施し、違反掲出数の著しいその広告主に対しては、適正に管理するよう文書勧告を行っております。なお、いずれの企業も勧告に従って、店舗等に対する是正指導を行った旨の文書回答がありましたので、氏名公表や過料等の徴収には至っておりません。文書勧告をきっかけに、自主規制を行う企業も出てきており、コンプライアンス意識が徐々に浸透してきていると考えているところでございます。

最後に四点目は、市民と協働した取り組み「ゆめまちロード OSAKA」の推進でございます。これは、違反広告物だけでなく、放置自転車や商品のはみ出し等の道路不正使用、ごみのポイ捨て等の問題を、大阪市の関係部署や所轄警察署等の関係機関と町会や商店会等の地元住民が協働して地域ぐるみで改善に取り組む事業で、平成18年度から実施しております。これまで大正駅周辺、京橋駅周辺、中央区の北大江地区、同じく中央区のなんさん通りの4地区で清掃・除却活動や啓発活動を協働で実施したところでございます。今後は、違反広告物の抜本的解消に向けて、実施地区の拡大など、より一層、事業の推進が必要であると考えております。

以上でございます。

●舟橋会長

ただ今の事務局からの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

●悦委員

以前、かたづけ・たいに入りまして、阿倍野区でガードレールに貼ってあるはり紙の撤去作業を行いました。すごく糊がきつくて、大変な思いをして撤去したのですが、次の日通りかかりましたら、また同じようにはられていました。このいちごっこのような状況に、どのように対処されているのでしょうか。

●東地路上違反物件担当課長

はり紙だけでなく、のぼり旗なんかもそうですが、このいちごっこの状況が我々としても一番大きな課題であります。抜本的な対策というのは、本市のみならず全国的に見出せていないというのが現実です。行政だけではなかなか対応しきれないので、関電やNTTなどの電柱管理者、また、かたづけ・たいや商店会などの市民の方々と協力して根気強くやっていくしか方策がないのが実情です。

●悦委員

はり紙には、お店の連絡先が書いてありますが、そういうところに勧告みたいなものはしておられるのでしょうか。

●東地路上違反物件担当課長

現場事務所の工営所から電話をすることもあるのですが、携帯電話であつたり、つながらなかつたりということがよくあります。

●丸岡委員

この広告主への責任追及、段階的になっていますね。まず啓發文書、それでもだめな場合は文書勧告、先ほどいちごっこの話もございましたが、この後の手立てはどうなっているのでしょうか。ここが問題だと思うのです。

●東地路上違反物件担当課長

広告主の責任追及につきましては、手順を踏んでやっております。現地を調査して、フランチाइズでたくさん店舗を持っているような店で違反を見つければ広告主に対して、各店舗に指導するよう啓発・勧告します。そうすれば広告主から各店舗に対して、どのような指導をおこなったのかという報告が送付されてきます。そこまでいけば手続き的な手順は踏んだということになりますので、あとは各店舗が広告主からの指導を守っているかというフォローになります。その後の調査につきまして、制度上は年1回なのですが、本市の場合、年末と春の年2回行っております。このように、指導の継続性を保つように考えております。

●丸岡委員

違反をする人というのは常習犯である可能性が高いのですよ。先ほどの手順を踏んでもなお、違反を繰り返す人に対し、法的な措置等は考えておられるのでしょうか。2回・3回繰り返せば、次はこういう措置を取るというステップを決めておく必要があると思います。

●山崎委員

今、丸岡委員がおっしゃったことは全くその通りだと思います。私ども大広協は梅田・難波・天王寺の3拠点を集中的に2ヶ月に1回かたづけ・たい運動をやっています。今まで六十数回、人数にすれば延べ千人以上活動してきましたが、大阪市や警察と一緒にさせていただいたことは一度もありません。

また撤去した後の報告書に時には写真をつけたりして現状を伝えていますが、その結果がなかなか見えて来ず、やっているこちらは疲れるばかりで、もう少し我々にも権限が欲しいなと思います。

また屋外広告業の登録の状況を見ても、大阪市への届出が千件余り、我々の組合員が350、あと他の組合さんの会員も含めて、屋外広告業として組合に入ってやっているのは500社くらいでしょうか。あと、300~400は我々からしたらアウトサイダーです。これらの業者が簡易広告物の印刷を請け負い、貼りに回っているのではないかといことがありうると思います。そういうところをもっと合理的に取り締まれる方法はないものかと思います。

できれば、年に1度でも違反広告物を徹底的に排除するため、我々と共に活動していただける機会あればいいのですが、それすらありません。

●東地路上違反物件担当課長

今、大阪市では全市的に「市民協働」をキーワードにしながら、行政だけではとても手の回らないところについて、地元の方々や団体の方々と一緒に取り組みをしようとしております。

例えば、かたづけ・たいは登録制度で、登録していただいた方に活動いただく制度ですが、もうひとつ「ゆめまちロード OSAKA」というのがございまして、地元の団体や商店会や町会の皆様方、そこに警察と区役所と私どもが入りまして、年1回か2回、そういう悪質なものに対して指導をするというものでございます。まだ始まったばかりですが、広げていこうとしております。

かたづけ・たいの方々には活動いただいたときに、報告をいただいておりますが、そのときに気付かれたことをコメントとしていただければ、こちらからも連絡させていただき、行政として対処できるケースを増やしていきたいと考えております。

●舟橋会長

大都市というのは得体の知れないものでして、不特定多数の人が様々な活動をされていて、それに対してどう取り組んでいくかということなのですが、実際に撤去活動をされている方は一種の徒労感を感じておられるようで、そういうことになると、余計にすたれていってしまいますので、なんとか意味ある形にしていかなければなりません。これは

これからご議論いただくことであると思いますので、是非ともよろしく願いいたします。

ちょっとお伺いしたいのですが、広告主とは誰を指すのでしょうか。例えば、建築などだったら建築主と施工業者という関係があるのですが。

●西尾路上違反物件担当係長

フランチャイズ契約している店舗が、同じようなのぼり旗を出していますが、そののぼりを配っているような業者を広告主という形にしています。広告業とはまた違ひまして、設置する目的でのぼりなどを作っている業者を広告主と呼んでいます。

●舟橋会長

広告主に依頼する人は何と言うのでしょうか。例えば各店舗に配るため、旗 100 本作ってと頼み、その指示を受けた人が作ってつけて回るわけですね。その最初に頼んだ人は何と言うのでしょうか。

●東地路上違反物件担当課長

それが広告主です。要は各店舗に配るために広告物を用意し、実際に広告物を作るのは広告業者だと思うのですが、できたものを配る本家本元のところを広告主と呼んでいます。

●舟橋会長

それが広告主ですか。了解しました。

広告物の現状でいろいろ問題があるようで、釈然とはされないと思いますが、次に行かせていただきます。本日の議事の方に入らせていただきます。

●石川路政担当係長

資料 4 をご覧ください。こちらの方で部会の設置及び委員の選任についてご提案させていただきます。

部会の設置をご提案いたしましたのは、先の理事の福塚の挨拶にもございましたように、本市の屋外広告物を取りまく周辺状況の変化が著しく、審議会に調査・検討していただく事項も多岐にわたってきていることがございます。

様々な課題に対応するためには、審議会委員で組織される少人数の検討部会を別に設け、そちらでの検討結果を審議会に報告又は提案されることで、効率的な審議運営が可能となると考えた次第でございます。

審議会規則には、特段に部会の定めがございませんが、今まで「広告物景観形成地区指定検討小委員会設置要綱」というものを平成 10 年 12 月に策定している例がございます。それに倣いまして今回、資料 5 のとおり「検討部会設置要綱（案）」を提案させていただきました。

あわせて、会長が指名する部会委員の選任もご提案させていただいておりますが、審議内容によっては、他の審議会委員にもご参加いただくような組織になっております。

なお、部会設置をご了承いただきましたら、21年度早々から、部会での検討をお願いしてまいりたいと思っております。

よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

●舟橋会長

何かこの件につきましてご意見ございませんでしょうか。

●丸岡委員

別に反対というわけではないのですが、ちょっと気になったのが審議会規則との関係です。普通、部会を作るためには元の方で「部会を設置する」旨謳いますよね。今回それがないとのことですが、これはなしでもいいという解釈ですか。

●石川路政担当係長

はい。今までも特段の定めなく小委員会を設置しておりましたので、今回も前例どおり設置させていただきたいと思います。

●丸岡委員

そういう例は他にあるのでしょうか。私はあまり経験ないのですが。

●石川路政担当係長

あると思うのですが、他の審議会の例まで調べておりませんので何とも言い難いところです。当審議会ですら事例がありますので、それに則っていきたいと思っております。

●荏原委員

この部会について、検討課題は特定しなくてもいいのでしょうか。どんな議題でもこの部会で検討していくということでしょうか。

●舟橋会長

今、2点出ていますね。1つ目は規則に定めのない組織を作ってよいのかということと、2つ目は目的や課題を特定しないままに検討部会を設置するのかということです。このことについて、事務局ではどうお考えでしょうか。

●山崎委員

ちなみに、大阪府の審議会には最近部会が設置されましたね。

●舟橋会長

それは、府の規則に定めがあるのですか。

●山崎委員

おそらくないと思います

●戸田委員代理：森下氏

今の件で補足させていただきたいと思います。大阪府の審議会規則の方に必要に応じて部会が設置できる旨定められております。

●舟橋会長

資料一覧の1の大阪市屋外広告物審議会規則があります。それを見ている限りでは部会設置にかかる記載はないようですね。

●丸岡委員

規則の改正はそんなに手間ではないと思うのですが。ここでこんなに議論するんだったら、1行か2行加えるだけじゃないのですか。

●塚脇委員

大阪府の場合は部会は何名ですか。

●戸田委員代理：森下氏

大阪府の場合は5名です。奇数にしております。

●石川路政担当係長

多数決で決めるという趣旨ではなく、あくまでも検討いただくためのものとして設置したいと思っています。結論を出すというよりも、部会でこんな意見が出ましたというあり方もひとつだと思っています。また、必要であれば、他の委員の方にもお願いをして入っていただけるような仕組みにしております。

● 舟橋会長

この部会は、審議会に議題提案するための下調べする意味を持ち、特段の決定権はないということですね。ここで、ひとつ伺いますが、審議会規則に1条加えるというのは、大変な作業なのではないでしょうか。

●石川路政担当係長

市長までの決裁になります。審議会に関する事項は市長まで必要です。

●舟橋会長

なかなか時間がかかりそうですね。本当ならば法的にきちっとした方がいいのでしょうか、何も急がずに部会を設置しなくてもいいように思いますが、日程的に厳しいのであれば、ある種の解釈で部会の設置を委員の皆様にお認めいただくということになります。

●石川路政担当係長

規則の改正は相当時間を要します。

●橋本路上違反物件担当課長代理

すみません。もし差し支えなければ、規則の第6条にこの規則の施行に必要な事項は会長が定めると規定されておりますので、ここでご判断いただければと思うのですが。

● 舟橋会長

そのような解釈も成り立つのですね。ちなみに検討課題についてですが、資料5ページ目の検討部会設置要綱（案）の第1条に大阪市屋外広告物審議会は、審議会に委任された事項を・・・とありますので、審議会に委任されていないことは検討しないということで、先ほど荏原委員からご指摘がございましたが、なんでもかんでも検討するわけではないという理解で、とりあえず検討部会を発足させるということにしたいと思いますが、ご同意いただけますでしょうか。

（一同、うなづく）

●舟橋会長

いささか独断先行かもしれませんが。もし部会が行き過ぎであるようなことがありましたら、遠慮なくおっしゃってください。部会メンバーも4ページに案が出ておりますが、とりあえず、このメンバーで発足ということによろしいでしょうか。もちろん、法律的な知識が必要な場面が出てくれば、その分野に明るい方に、また現場の状況はどうだということになれば、組合の皆様にもご参加お願いするという形にしたいと思いますので。いかがでしょうか。

（一同、うなづく）

●舟橋会長

ではそういうことで、拙速の感もありますがこの場で部会発足ということにしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次の議題です。「公共施設等にかかる屋外広告物規制のあり方と新たな広告物景観形成地区の検討について」に関して、事務局よりご提案お願いいたします。

●石川路政担当係長

この議事の2につきましては、設置される部会での検討事項としてはどうかと考えているものでございます。資料6をごらんください。

まず、現在の大阪市屋外広告物条例の規制の概要でございます。ざっと説明いたします。屋外広告物とは、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの。また看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物その他工作物等に掲出され、又は表示されたもの」であり、屋外広告物法に基づき、その目的は「良好な景観形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止」ということになっております。規制につきましては、屋外広告物法及び都道府県、政令市、中核市で定められることとなっており条例等で規定されております。

(1)の禁止についてですが、広告物を掲出できない禁止区域、禁止物件については、条例第4条に詳細な定めがあります。主なものとしてそこに挙げております禁止区域として古墳や墓地、官公署や学校、研究所などが列挙されております。それ以外に、その上の黒丸4つになっております第1種低層住居専用地域等につきましては、この中で市長が指定した地域を禁止地域とすることとしています。

禁止物件としましては、広告物が掲出できない物件として橋やトンネル、街路樹、街灯柱、これは道路管理者が設置するものに限っておりますが、こうしたものを禁止物件として指定しております。

最後の簡易広告物の禁止物件としましては、電柱、こちらは関電柱とNTT柱両方含めておりますが、これらについてははり紙やはり札などの簡易広告物をつけてはいけない物件としております。

(2)に適用除外というものを定めておりまして、他の規定によるもの、例えば道路交通法などで定められているものである道路標識、公職選挙法で定められている選挙の周知をするためのもの、道先案内図や公益上やむをえない広告物、また7㎡以内の自家用広告物などがそれにあたります。

(3)の広告物景観形成地区ですが、条例第6条の2により、「市長は地域の特性に応じた良好な景観の保全、活力に満ちた景観の創出又は風格のある町並みの形成を図るため、許可基準の強化や、緩和、もしくは広告物の設置者に助言、勧告をしたりといったことが特に必要と認められる区域を指定することができる」とあります。この指定地区とされましたのが、お手元の参考資料にあります長堀通地区と大川地区でございます。また、条例施行前に定められたガイドプランにより、良好な景観形成のために特別に規制誘導を行っ

ている地区もございます。ちなみにグリコの看板などの道頓堀についてはこのガイドプランによる規制緩和の例でございます。

次に資料の7をご覧ください。こちらの方で検討事項としまして、公共施設等への屋外広告物の掲出要請について説明させていただきます。

資料の6ページまでの禁止物件などの規制の現状を踏まえまして、新たな課題として公共施設等への屋外広告物の掲出要請がございます。

アの道路照明灯へのバナー広告の掲出につきましては、お手元の参考資料9に御堂筋の道路照明灯に掲出されたルイヴィトンの広告や現在掲出中の阪神なんば線のバナーの例をお配りしております。

そもそも、こうしたバナー掲出のきっかけは、これも参考資料8でお配りしております、平成20年3月の国土交通省から出されました「地域における公共的な取り組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱について」という通知でございます。

従来、道路もしくは道路施設に対する道路占用というのは著しく制限を受けておりました。例えば、道路照明灯への広告バナーの添加はそもそも道路占用としても許可できない物件でした。ところが、近年、国の方でも規制緩和の動きや地域活性化の要請から、道路空間の活用を積極的に解釈するようになり、この通知では、一定の要件の下、具体的に広告物の占用が認められる例が示されております。

ただし、道路上に広告物の設置する場合には、道路交通の安全の確保はもちろん、良好な道路環境や景観への配慮、屋外広告物条例等による規制との整合、まちづくりの方向性との調和を図る必要があるとされております。

では、ルイヴィトンや阪神なんば線は何かと申しますと、このバナーは御堂筋オープンフェスタという国土交通省と本市が行うイベントの費用に充当するため、協賛企業名の掲出を行っているという位置づけで、御堂筋は国の直轄国道でございますので、道路管理者である大阪国道事務所がこうしたバナーの道路占用を許可し、大阪市の屋外広告物条例では、大阪市の主催するイベントの周知バナーとして適用除外として掲出を認めています。

ところが、広告需要としては、こうした企業名にとどまらず、商品名、商品そのものの掲出が要望されてきております。実現はしませんでしたがお手元のマクドナルド、またトヨタのiQの例がそれでございます。イベント事業費への充当という要請の中で、どの程度まで広告性を認めていくのか、景観上の問題と、公平性の確保という見地からも検討が必要かと思っております。

一方、関連する問題として、本市の財政難による税外収入の確保という見地からも検討が必要かと思っておりますのが、イの歩道橋への広告掲出でして、施設管理者自らが広告掲出を行い、その広告料を歩道橋の維持管理費用に当てるという事業が要望としてございます。この場合、橋は禁止物件なので、そもそも広告掲出を認めるものとするのか、認めるとして条例改正が必要か、適用除外とするのかなど、手法の検討が必要になってまいります。

また、ウとしまして、現在は商店街が設置した街路灯にはその構成する商店の名前、アーケードには歳末バーゲンセールなどの催し物の周知に限って許可しており、禁止物件そのものではありませんが、市内のいくつかの商店街からは、街路灯の維持管理費や、地域の活性化のために、街路灯やアーケードに広告の掲出をさせてほしいという、まさに、先の国の通知による要請がございます。

エの大阪市役所庁舎や区役所等への掲出につきましても、先のパナー広告と背景は同様でございますが、道路占用という問題ではなく、庁舎という行政財産にいかなる広告物が認められるかという景観の観点からも検討が必要となってまいります。

こちらの実現はしておりませんが、昨年の光のルネサンスというイルミネーションのイベントにおいて提案された、本庁舎を利用した広告の例をお手元の資料にお示しております。

オの禁止物件、禁止地域には、自家用広告物でも7㎡を越えると設置できないということになっておりまして、例えば学校や美術館、記念館、体育館などについては、自らの名前であっても、7㎡を超える看板を取り付けることができません。これは一般事業者が自社の建物の壁面になら普通、3分の1の大きさまで自家用に限らず広告物の設置が許可されることと、均衡を失っている感もございます。

カは、人、動物に表示される広告物ですが、現在、大阪市では、車両や自動車等にラッピングする移動広告物は許可の対象としておりますが、例えば、サンドイッチマンであるとか、自転車の荷台に掲示物を積んで移動するものであるとかについては、実際は許可対象として扱っておりません。規定として整備するにあたり、市内の川を運行する船舶なども併せて、どう考えるかについて検討が必要であると思っております。

キの輝度の高い照明、LEDなどの規制についてですが、現在は、こうした光源を発する広告物に関する規制は大阪市ではございません。しかしながら、近隣からまぶしすぎるという苦情の例も実際にはございまして、こういった指導なり規制なりが可能であるのか検討が必要となっております。

また、2)の屋外広告物の景観形成地区の検討につきましては、先にご説明いたしました長堀・大川地区の他に、大きな景観の観点の中で、本市の景観行政施策と足並みをそろえながら、こういった地区でこういった景観がふさわしいのかを考えるにあたっては、禁止物件や禁止地域などの1)の課題を踏まえまして、規制の必要性和道頓堀のような緩和の要請に対して広告物をどう扱っていくのか、今後、景観形成地区指定に至るまでにそもそもあり方の検討を深めておく必要があると考えております。

あと、資料といたしまして9ページから11ページにはご参考に、本市以外の国や大阪府、府下の市における禁止物件、禁止区域、適用除外の比較を載せております。

以上です。

●舟橋会長

ありがとうございました。説明の冒頭にもありましたように、当議事に関する具体的な事項については、部会で審議するとのことですので、今ここで何か結論を出すということではございませんが、ご質問等ございませんでしょうか。

●丸岡委員

審議会や部会の位置付けについてなのですが、今のご説明を聞きますと今はこういうことは禁止されています、しかし時代の流れで状況が変わってきていますというところで終わっています。これから先、全く白紙の状態で議論していくのか、それとも行政として何らかの意向を持って、それについての意見を求めるのか、それについて教えていただきたい。この審議会は諮問機関ではないですね。

●石川路政担当係長

諮問機関でもあります。

●歌委員

ここで決めたことが、条例や規則になっていくのですか。それとも私たちは単に意見を言うだけなのですかね。

●石川路政担当係長

審議会の中で決まったことを条例改正につなげていくこともありますし、規則改正につなげていくことももちろんあります。

●歌委員

「こともある」ということは、全部ではないということですか。

●田中路政担当課長

それは内容によりけりです。

●歌委員

その内容は最終的に誰が検討されるのですか。

●舟橋会長

条例に関しては議会です。当審議会でも以前、審議会で決めたことが条例改正になっています。登録制度とか過料を課すとかはここから出てきた話です。ここで意見をまとめて、市の方で各種の手続きを経た上で条例等を改正し、より好ましい屋外広告物景観が形成されるということですね。ですので、逆に大阪市側からこういう意見を持っているのですが

どうですかと諮問されることももちろんあると思います。

●歌委員

では決めたことが条例になる場合もあるし、ならない場合もあるということですね。

●石川路政担当係長

条例改正が必要なものもありますし、そこまでしなくても解釈だけでよいものもあります。

●丸岡委員

やっぱり行政のベクトルが知りたいのですが。税収も落ち込んで苦しい状況の中で、こういう国からの通達が出ている、これを前向きに検討していきたいと考えていると理解してよいのか。そうでないと、我々がいくら議論しても意味がありませんので。

●田中路政担当課長

はい。ただ我々は今まで屋外広告物を規制する方向で様々な努力をいたしておりましたが、一方説明させていただいたとおり、様々な要請が出ており、それも非常に強い要請でありまして、今までどおりだめなものはだめと言って済むような状況ではなくなってきました。だからこそ一歩踏み込むべきなのかどうかというのを、この審議会の場で是非ともご検討いただきたいと思います。

そして、議論が進めば、我々事務局側の方からある程度方向感を持った資料をご提示できると思います。ただ今日のところはまだ部会の設置をお諮りしている状況ですので、今の段階で我々の方が方向性を持つのは、時期尚早であると考えておる次第です。

●舟橋会長

それと私の個人的な意見なのですが屋外広告物の議論に当たり、いつも悩ましいのが都市景観との関連性で、根拠法が違ふとの理由で非常にちぐはぐになっている印象があります。普通に街を歩いている人から見れば、根拠法なんて関係ないわけで全体として都市の景観をよくすることが大事だと思っております。平成16年の景観法制定以来、屋外広告物法とはどのような関係性にあるのか、うまく連携ができるような議論ができればと思っています。

他にご質問はございませんか。

●西川委員

公共的な建物につきましては、市民がいかに求めているのかというのが重要になってくると思います。資料で例として挙げられているのを見てみますと、みんな大きなところ

ばかりで、資本力があればどんどん広告できるような印象を受けてしまいます。そうではなくて、もっと草の根的なまちづくりをしているというのを、もっと広く市民に知って欲しいと思うのです。大企業・大組織にはどんどん緩和されていく一方、地道にやっているところにはなかなかそれが反映されないというような状況にはなって欲しくないなという気持ちがあります。

それともう一点、このまぶしすぎるというのは非常に大きな問題であると思うのです。迷惑をされている方ももちろんいらっしゃるでしょうし、照度を落とすような規制を全国に先駆けて行ってもいいと思います。

●舟橋会長

市民の方の声であるとか、まちづくりの観点を取り入れるべきだというご意見でした。これも非常に大切なものであると思います。ありがとうございます。他にご意見ございませんか。

●木多委員

広告物と都市景観は表裏一体のもので、その辺りの連携を図っていただきたいと思います。そして質問なのですが、自家用広告物の7㎡という基準についてですが、何を根拠にした数字なのか教えていただきたいです。

●石川路政担当係長

国が定めておりますモデル条例がありまして、そちらの方は10㎡になっております。大阪府下では7㎡にしておりますが、なぜ7㎡になったのかという詳しい根拠はわかっておりません。

●舟橋会長

今、議題が出ております事項に関して、大阪府でも同様のことを検討されているそうですので、本日大阪府からお越しの森下様よりご説明いただけますでしょうか。

●戸田委員代理：森下氏

資料の15ページをご覧ください。タイトルが「新たな景観施策や社会情勢の変化に対応した今後の大阪府の屋外広告物規制のあり方について」というものです。

去年の10月30日に大阪府でも屋外広告物審議会を開催させていただきました。その際に諮問という形で、景観行政との連携のあり方に関することと、また先ほども話題になっておりました公共施設等にかかる広告物規制のあり方の2点について、ご審議いただきました。その諮問にかかるまでの背景をお示ししたのが、今回配らせていただいておりますこの資料でございます。

資料の構成をご説明させていただきますと、左側の方に大阪府の屋外広告物条例の規制についてご説明いたしております。そして、左上に変化してきている現状を書かせていただいております。その上で、検討課題として挙げたのが、左下に書いておりますこの２点という構成になっております。

そのうち「景観行政との連携のあり方について」の方は、大阪市では課題にされていないということで、もう一つの「公共施設等にかかる広告物規制のあり方について」の方をご説明させていただきます。

要は社会的認識が変化してきているということなのですが、これは具体的にどのようなことかと申しますと、アドプト制度、ネーミングライツ、国通達というようなものです。道路や公園などの公共施設の維持管理を行政だけがやるのではなく、民間団体や企業などの協力を得ながらやっていくというものです。その際に、アドプト制度の説明をするのに、現地にいろいろな広告を掲出してアドプト制度に参加されている企業名などをそこに載せていきます。

ネーミングライツは皆さんご承知だと思いますが、全国的にもいろいろな自治体で採用されていまして、大阪府でも府立体育館などで検討がされています。

大阪府の屋外広告物条例は昭和２４年に制定されております。当時は、公共の施設に民間の企業名をつけるなど、一切想定できていなかった時代でして、現在は屋外広告物にかかる社会的認識が当時とは随分変わっています。そのような時代に合わせたかたちで、公共施設への広告掲出を認めてもよいものなのかどうかを審議会でご議論いただいて、その結果を行政判断につなげていきたいと考えておる次第でございます。

昨年３月に出された国通達についてですが、もともと道路空間内に広告を出すことは認められていなかったのですが、地域の活性化につながるような広告物であれば、公共的空間を使用することを認めていってもいいのではないかという道路行政側からの緩和であります。ですが、あくまでもこれは道路管理者に対する通知文でして、実際には屋外広告物条例の規制を緩和しないと広告は掲出できないということになります。つまり結局は屋外広告物法の規制に返ってくる話でして、果たしてこのまま屋外広告物法で認められないから広告はつけられないという判断でよいものなのかどうか、原則、景観上は認めるべきでないという考えがあるのですが、このままでは変化している社会情勢に対応できないのではないかとこのところを審議会でご議論いただいております。

●舟橋会長

ありがとうございます。確かにいろいろな議論があると思います。公共性と民間の経済活動、また行政団体も収入を得たいという思いが昨今があります。しかし、景観上のことを考慮すれば困難になってくるという悩ましい議論です。簡単には解決できる話ではないと思いますが、これから議論を尽くしていきたいと思います。今のことに関連しまして、何かございませんでしょうか。

●塚脇委員

適用除外に関することなのですが、これについて官も民も公平な取り扱いをしていただきたいと思います。大阪市主催のイベントの協賛企業だから出せるというのではなく、認められた範囲内で民間でも自由に使えるという制度にしていきたいと思います。

●舟橋会長

ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

●歌委員

これらの課題について、議論を尽くすとなるとかなり時間を要すると思うのですが、審議会や部会のペースって一体どんなものなのでしょうか。

●石川路政担当係長

部会は今後3回程度考えておりまして、その検討状況を審議会の方へ報告させていただきたいと思っております。次回審議会は11月頃に開催したいと思っております。議題につきましては、事務局で検討させていただきますが、取り急ぎご審議いただきたいのは、今説明させていただいた事項ということです。

●戸田委員代理：森下氏

参考までに大阪府の審議会のスケジュールをお伝えさせていただきたいと思います。

10月30日に諮問して、先週の3月26日に2回目の審議会を開きました。それまでに3回ほど部会を開催しております。今後の予定なのですが、5月の連休前に一度部会を開いて、最終的な答申の案を策定し、6月の審議会では審議会としての答申をいただきたいと思います。その中で条例改正が必要なものについては、9月の議会に上げていきたいと思っております。そのような目処で大阪府の方は検討を進めております。

●舟橋会長

ありがとうございました。3番目の議事に電柱広告の許可基準の見直しについてというのがございますが、これについて事務局よりご説明願います。

●石川路政担当係長

許可基準の制定経過なのですが、昭和42年に開催された第3回、第4回屋外広告物審議会の審議を経まして、昭和43年の7月10日に広告物の許可基準を定めました。それ以降、電柱広告の許可基準の見直しはされていません。

今回基準の見直しを検討いただく経過なのですが、大阪府の電柱広告協議会から基準の

緩和要望を受けまして、現在、大阪府屋外広告物審議会では基準の見直しが検討されています。基準の制定の当初から大阪府と同一の基準を採用しており、現在も大阪府下では統一されていることから、大阪府で基準の見直しの検討があれば、大阪市でも見直しが必要であると考えております。

基準についてですが、縦の大きさは地上からの高さが 2.3m から 3.5m までの間に取り付けることということになっておりますので、実質 1.2m となります。道路占用許可の基準もこれと同様に、縦の大きさ 1.2m 以内、路面からの高さが 2.3m 以上になっております。府条例もこれと同様の基準になっております。また、電柱の所有者である関西電力で取り扱いの基準が改正されておりまして、縦の大きさ 1.5m 以下、路面からの高さ 1.9m 以上となっております。

資料 13 に都道府県別の電柱巻き付け広告の基準を載せておりますが、大阪府下での基準が最も厳しい基準となっております。参考としまして、次の 14 ページに現行の基準と緩和した場合とを比較した写真を掲載しております。以上です。

●舟橋会長

ありがとうございました。大阪府電柱広告協議会という団体から、なぜこのような要望が出されたのですか。

●小坂委員

この要望を出しました大阪府下電柱広告協議会というのは、我々の団体、関西電柱広告連合会の下部組織でありますので、説明させていただきます。

電柱広告というのはもともと地場産業でございまして、関西だけで基準を決めてやっておりました。お客さんにとってもそれが当たり前だったのですが、最近のグローバル化の影響もあり、全国で営業されているお客様からたくさんの苦情が寄せられるようになりました。特に、巻き付け看板の形が関西だけが違うということ、また取り付けの高さが高くて見づらいということに苦情の内容が集中しております。

そこでお客様の声に真摯に耳を傾けなければいけないということで、全国と同一の形に統一しようという動きになりました。先だって、関西電力の基準を改正していただき、現在自治体の方をお願いに回っている次第であります。

●舟橋会長

ありがとうございました。この問題につきましても大阪府の方で検討されているんですね。

●石川路政担当係長

はい。ただ大阪府で検討されている内容に追随する形で進めていくことに委員の皆様の

ご理解を得られれば、それで構わないのですが。

●舟橋会長

皆様、それでよろしいですね。大阪市だけ独自路線でいきたいという特別な理由は特にはないと思われますので。大阪府の方では、既にご議論されているということですので、それについてご説明お願いいたします。

●戸田委員代理：森下氏

電柱広告といいますのは、そもそも電柱の所有者であります電柱管理者、つまり関電やNTTになるのですが、そちらの許可を得ないと付けることができません。

また、電柱看板に広告を出される業者さんというのは、みんな電柱広告の組合に入っておられるので、アウトサイダーは存在しない分野でして、意匠や色彩についても自主規制を設けられていて、景観に配慮されたものを出されております。他の広告物に比べれば、先進的な取り組みをされているところです。実際に問題になるのが、見えやすくなるとそれが景観の阻害につながるのではないかという懸念が出てきました。

それでシミュレーションの写真を提供いただいて、大阪市にも提供させていただいたのですが、これを見て景観上どうであるかというのは、議論が分かれるところであると思います。見えやすくなるということは、それだけ景観に対する負荷が大きくなるというご意見がある一方、取り付け位置が高いとスカイラインの乱れにつながるので、低い方が好ましいという意見もございました。

とは言いつつ、電柱看板は道先案内板の役割も果たしていますので、見えやすい方がいいというご意見もあり、基準を緩和することへの反対意見は特段ございませんでした。

●舟橋会長

ありがとうございます。いずれにしても、大阪府下で統一する方向で、大阪府が審議されている内容に追随し、大阪市の審議会として特段の議論を要さないという結論にさせていただいてよろしいでしょうか。これについて何かご意見あればよろしくお願いいたします。

●歌委員

他にもたくさんのお広告物が点在しており、これだけの議論をしても仕方がないと思うのだが、基準を変更するということについては、一旦は議論する必要があると思います。

●舟橋会長

確かに部分的に議論をして全体的に見たらばらばらというのでは困りますね。ただ一方で議論は尽くす必要があるとのことなので、やはり一旦は部会で議題として挙げるという

ことにしていきたいと思います。

これで、だいたい今回の議事は終了ということになりますが、全体を通して何かご意見等ございますでしょうか。

●塚脇委員

大阪市の場合は平成19年から届出制から登録制度になったわけですが、だいたい1年くらい経ちまして、何か変わったことなどありましたでしょうか。

●山崎委員

まだまだ始まったばかりで、変化が出るのはこれからじゃないですかね。

●石川路政担当係長

猶予期間がなくなったのが平成19年の7月です。

●塚脇委員

まあ、まだ目に見えた結果は出ていないですね。違反広告物対策がもっと進んでいけば、悪質業者の排除によりいっそう効果が出るのでしょう。

●越智委員代理：多久氏

警察です。公共施設への広告物掲出の規制緩和についてなんですが、悪質な業者がこの規制緩和を利用して、違法な広告を堂々と道路上に掲出するという事態になってしまうと、道路交通上の支障になり、また子供たちが犯罪に巻き込まれるのではないかと懸念しています。もし部会で公共施設への広告物掲出の規制緩和について議論されるのであれば、警察も参加させていただくことはできないかと考えております。

●舟橋会長

ありがとうございます。是非ともよろしく願いいたします。さて、これで議事の方が終了いたしました。事務局より報告事項があると伺っておりますので、よろしく願いいたします。

●田中路政担当課長

報告事項といたしまして、お手元の資料の一般事務報告、広告物の除却件数などの数字的な資料ですが、こちらをご説明させていただくべきなのですが、所定の時間を過ぎつつありますので、こちらにつきましては後ほど目を通していただければと思います。

それでは本日の審議会、これにて閉会とさせていただきたいと思います。委員の皆様方、ご審議どうもありがとうございました。

本日のご議論を踏まえ、今後、部会の設置も含めまして、鋭意事務を進めてまいります。
それでは、これもちまして、本日の審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。